

令和7年度 UI ターン就職促進イベント実施業務 企画提案コンペティションに係る企画提案書作成のための仕様書

1. 企画提案書に記載する事項

2の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

2. 業務内容

和歌山県内外の学生、第二新卒者、既卒未就業者、転職希望者等の県内就職を促進するため、セミナー及び合同企業説明会の就活イベント並びに県内企業と大学・専門学校の連携を強化するイベントを実施する。併せて、和歌山県が主催する就職支援イベントへの参加を促進するプロモーションを実施する。

(1) UI ターン就職につながる就職・転職フェア

企業と学生及び一般求職者の出会いの場を提供し、マッチング率を向上させるための合同企業説明会を開催すること。

【提案】内容、広報手段等具体的な計画を提案すること。

* 合同企業説明会の参加企業数は、25社以上とする。

* 対象者は、2026年3月以降卒業予定の学生及び一般求職者とする。

* 合同企業説明会は対面で実施し、和歌山県外の会場とする。

(2) 企業向け採用力向上セミナー

企業の採用力を向上させるセミナーを実施すること。

【提案】目的、内容、講師、手法、地域等具体的な計画を提案すること。

* 開催時期は、(1)で実施する合同企業説明会前とする。

(3) 大学・専門学校と県内企業の情報交換会

学生への県内企業の認知のため、大学・専門学校と県内企業の連携を強化することを目的とした情報交換会を1回開催すること。

【提案】内容、手法等具体的な計画を提案すること。

* 情報交換会は対面で実施し、和歌山県内の会場とする。

(4) イベント及び就職支援事業への参加を促進するプロモーション

和歌山を支える産業人材を呼び込むため、本県の就職支援の各種事業を広く発信し、本県が主催する就職支援イベントの参加を促進するためのプロモーションを年間通じて実施すること。

【提案】内容、手段、ターゲット等具体的なプロモーション計画を提案すること。

* SNS 広告を実施すること。

* 基本的には、WEB・SNS、PR 動画等を活用した情報発信を想定しているが、情報発信力を高めるために必要と考えるセミナー等イベントの実施を組み合わせることも可能とする。

(5) 他の就職フェアとの連携

開催予定のわかやま就職フェア（主催：和歌山労働局、和歌山県、和歌山市）と合

同開催とし、会場借上及び会場設営・撤去を実施すること。

なお、企業募集、広報及び当日の運営については、和歌山労働局が実施するため、本業務においては、実施不要とする。

ア 開催予定日時 令和 7 年 12 月頃

(令和 6 年度は 12 月 5 日 (木))

説明会：13 時 00 分から 16 時 00 分まで

イ 開催予定場所 和歌山市内

(令和 6 年度は和歌山ビッグ愛 1 階 大ホール・展示ホール)

ウ 参加企業数 70 社程度

(6) その他

ア 本業務の実施に当たっては、和歌山県と綿密に調整すること。

イ 参加企業の募集については、Ui わかやま就職ガイド及びはたらコーデわかやまホームページに掲載されている企業に案内すること。

なお、採用担当者の連絡先は、和歌山県から提供する。

ウ 県が実施する他の就職促進事業及び委託事業者と連携を図ること。

3. 対象となる経費

(1) 合同企業説明会実施に要する経費

ア 会場借り上げ費

イ 設営・撤去費

ウ 託児費

エ 冊子作成費

オ 広報費

カ 人件費

キ その他実施に要する費用

(2) セミナー実施に要する経費

ア 会場借り上げ費

イ テキスト作成費

ウ 広報費

エ 人件費

オ 講師謝金

カ その他実施に要する費用

(3) 情報交換会実施に要する経費

ア 会場借り上げ費

イ テキスト作成費

ウ 広報費

エ 人件費

オ 講師謝金

- カ その他実施に要する費用
- (4) プロモーションに要する経費
 - ア クリエイティブ作成費
 - イ 広告費
 - ウ 印刷費
 - エ その他実施に要する費用

4. 留意点

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、和歌山県と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。
- (4) 貸金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

5. その他

- (1) 4の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 委託先については、ア～エの審査項目に従って評価し、総合得点により決定する。
 - ア 効果の高い合同企業説明会となっているか。
 - イ 効果の高い企業向け採用力向上セミナーとなっているか。
 - ウ 大学・専門学校と県内企業の連携の強化が期待できる情報交換会となっているか。
 - エ 集客が期待できるプロモーション計画となっているか。
- (4) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。
- (5) 本業務の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として和歌山県に帰属する。
- (6) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。